

社会福祉法人札幌福隆会報酬規程等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌福隆会の定款8条及び21条の規定に基づき、役員（理事・監事）、評議員、評議員選任・解任委員の報酬等について定めるものである。

(報酬等の額)

第2条 前条の規程に従って、報酬等を定める。

1. 報酬 定款の定めにより、無報酬とする。
2. 交通費 実費支給として、会議の出席者に一律に5,000円を支給する。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附則 この規程は平成29年6月19日から施行する